

業 務 仕 様 書

【留意事項】

本業務仕様書は、受託者を公募するために必要な基本的内容や留意事項を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案内容やプレゼンテーションでの質疑応答内容等を踏まえて、改めて作成する。

事業者は、本仕様書に示した内容を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。

1 業務名

持続可能な水循環DXモデル実証事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

※なお、令和5年度の実証結果を踏まえた上で、令和6年度も実証事業を継続することを想定している。

3 業務目的

本県では、県民の幸福度（Well-Being）の向上を目的に、デジタル技術を活用して、地域課題の解決や新しい価値の創造を図るDXモデルの実証を行うとともに、その成果を「えひめ発DXモデル」として県内外に発信することにより、デジタル関連企業の誘致や県内でのDX推進等に向けた関心喚起を図る。

その第一弾の取組みとして、県民の暮らしに不可欠であり、人口減少による需給バランスの変化や既存施設設備の老朽化等の課題を抱える地域水インフラの課題解決を図る「持続可能な水循環システム」の実証を行うとともに、県・市町が連携して、実証結果の検証や実装場所（エリア・家屋等）の検討等を行い、県内各地域への横展開を図っていくことを目的とする。

4 業務内容

受託者は、持続可能な水循環システムの実証に係る次の業務を行うこととする。

【留意事項】

- 「持続可能な水循環システム」とは、デジタルを活用した高効率で低コストな水処理・循環再利用技術により、家庭単位で水を循環利用することによって、地域が、従来型の大規模集中型の上下水道システム（浄水場、水道管、下水処理場等）に頼らずとも、持続的に水資源を確保できるようになる仕組みを意図している。
- 具体的に、どのようなソリューションを用いるかについては、事業者から自由に提案を行うことができる。

(1) 実証フィールド（県内3エリア）の選定に係る調査・調整

【留意事項】

- 実証フィールドとして適当なエリア候補地を3箇所程度提案すること。
- 実証事業の実施に当たっては、地元市町との連携が不可欠となることから、候補地として提案することについても、地元市町と事前の連絡調整を行うこと。

但し、実証フィールドの選定は、委託業務の実施を通じて行うこととなることから、企画提案時において、地元市町や実証家屋住民の承諾を得ておくことを求めるものではない。

(2) 地域実証の実施

- ①各エリアの実証家屋（各1戸）への水再生処理設備の設置
- ②安全性や実ランニングコストの検証
- ③実装場所の検討及び実装シミュレーション
- ④運用データの活用可能性の検討

【留意事項】

- ・ 実証家屋は、将来的に実装する際のモデルとなる一般家庭等を想定している。
- ・ 水再生処理設備の仕様や実証期間等については、事業者から自由に提案を行うことができる。
- ・ 水再生処理設備の設置・運用に当たっては、関連する各種法令等（施行令、施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。そのために必要な検査等の費用は、業務実施に要する経費として適正に見込むこと。
- ・ 実装場所の検討及び実装シミュレーションは、将来的な実装に向けた検討を行うために実施するものであり、本業務において実装することを求めるものではない。
- ・ 運用データの活用可能性の検討は、設備の管理運用以外への有効活用策を探ることを意図したものであり、具体的に取得するデータについては、事業者から自由に提案を行うことができる。

(3) 県内市町への横展開に係る検討協力

【留意事項】

- ・ 県内市町への横展開を図るため、県が別途設置する検討会等に参加し、本業務の取組内容や実績等について説明を行うとともに、地域への実装に向けた具体的なスキームの検討や、現行法制度上の課題等の整理及び解決策の検討等について、協力を行うこと。

(4) 独自提案事項（任意）

上記（1）～（3）の必須提案事項と連動し、前述「1 業務の目的」に資する独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

5 成果品

(1) 提出物

- ・ 実績報告書（A4判） 紙媒体3部及び電子データ一式
- ・ 成果発表時の制作物一式

(2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタルシフト推進課 企画グループ

メール：digitalshiftsuishin@pref.ehime.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年3月31日

6 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

7 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務進捗に合わせ随時提出するもの

- ・事業企画書
- ・その他県が各業務の確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他県が業務の確認に必要と認める書類

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 法令等遵守

受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律等のほか、愛媛県会計規則を含む関連法規を遵守すること。

(2) 機密保持

- ・受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要がある場合は、事前に県と協議し、事前に承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ・契約期間中に県が提示した一切の情報（提示された時点において、既に公知の情報等を除く。）
- ・履行過程で知り得た一切の情報
- ・納入成果物等に関する一切の情報

(3) 業務の再委託

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承認を得た場合はこの限りではない。その場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(5) 著作権

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①作成された成果物等の取扱い

受託者は、作成された成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は検査完了をもって全て県に移転するものとする。

なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

③受託者が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。